

盛岡城跡整備委員会設置要領

〔平成 24 年 7 月 31 日〕
市 長 決 裁

(設置)

第 1 条 史跡盛岡城跡の整備を円滑に行うため、盛岡城跡整備委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、国史跡盛岡城跡の保存整備事業に関し、調査及び整備手法、並びに普及・活用等について指導助言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 9 人をもって組織し、知識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱年度末日までとし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員の互選により、委員長及び副委員長を各 1 人置くものとする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議は、原則として公開とする。

(関係者の出席等)

第 7 条 市長は、第 2 条に定める所掌事項に関し指導・助言を得るため、文化庁、岩手県教育委員会、庁内関係課（観光課・景観政策推進事務局・歴史文化課）に対し会議の出席を求めることができる。

2 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者等の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者等に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、都市整備部において処理する。

(補則)

第 9 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。